

# 登記事務の停止について

当局管内法務局において、下記区域に係る土地区画整理事業について、土地区画整理法第103条第4項の公告がされたので、同法第107条第3項の規定により、下記区域内の不動産の登記については、換地処分の登記が完了するまで登記事務を停止します。

なお、詳細につきましては、該当庁にお問合せください。

## 【土地区画整理事業による換地処分】

庁名	地番区域	地番	提出日
伊勢崎支局	伊勢崎市太田町	22番 ~ 321番 の一部	令和6年9月17日
伊勢崎支局	伊勢崎市連取町	1065番~2122番 の一部	令和6年9月17日
伊勢崎支局	伊勢崎市若葉町	1番 ~ 22番 の一部	令和6年9月17日